

法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト

- ☐ 1 制度についての従事者等への周知
- ☐ 2 犯罪事実確認・防止措置関係
 - ☐ ① 不適切な行為の範囲の検討・確定
 - ☐ ② 対象業務従事者の範囲の検討・確定
 - ☐ ③ 就業規則等の見直し
 - ☐ ④ 採用募集要項の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認
- ☐ 3 安全確保措置の実施のための体制整備
 - ☐ ① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
 - ☐ ② 相談体制の整備（相談窓口設置・周知等）
 - ☐ ③ 従事者向け研修の計画策定・実施
- ☐ 4 情報管理措置
 - ☐ ① 情報管理規定の作成、規定に沿った情報管理体制の整備

○ 法令に基づく措置の取組状況について、施行後は**年に1回こども家庭庁に対する定期報告**を行う必要があります。併せて、**各業法に基づく指導監査においても、取組状況について確認を行う**こととなります。

仮に定期報告や指導監査の中で、法令に基づく措置が適切に行われていないことが分かった場合には、**▲違反事業者の公表**や必要に応じて**報告徴収**や**是正命令**、**認可の取消し等**を行うこととなる他、**刑罰（拘禁刑・罰金刑）**が科されることがあります。

⇒ 施行後、法令に基づく措置を円滑に実施するためにも、**現段階からの準備をお願いします。**